

消費税増税凍結法案

【消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率の引上げについては、景気の現状や身を切る改革等がなされていないことに鑑みると実施すべき時期ではなく、軽減税率制度についても、国民の間に不公平感が残る上、将来の税率の引上げにつながりかねないといった問題がある。

→ 政府は、消費税の税率の引上げを凍結するとともに、軽減税率制度を廃止する必要がある。

- ① 政府は、消費税の税率の10%への引上げの期日を「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- ② 消費税の税率の引上げに当たっては、歳出の削減を図るために必要な措置を講ずること。
- ③ ①の「別に法律で定める日」については、経済状況、歳出の削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、その結果に基づいて定められるものとする。
- ④ 政府は、消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

現 行

- 1 引上げ期日
平成29年4月1日
【参考】
閣議決定(平成28年8月24日)
平成31年10月1日に延期

- 2 軽減税率制度
1の期日に導入



消費税増税凍結法案

〔政府に次の措置を義務付け〕

- 1 引上げ期日
「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置

- 2 軽減税率制度
廃止するために必要な法制上の措置